

枚方京田辺環境施設組合職員定数条例

平成28年7月1日

条例第10号

令和8年3月10日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、枚方京田辺環境施設組合事務局に勤務する一般職の職員をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、14人以内とする。

(職員の定数の配分)

第4条 前条に掲げる職員の定数の事務部局内の配分は、任命権者の定めるところによる。

(定数外)

第5条 次に掲げる職員は、第3条に規定する職員の定数外にある者としてすることができる。

- (1) 会計管理者及び専ら会計管理者の事務を補助する職員（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第171条第1項に規定する会計職員をいう。）であって、法第252条の17第1項の規定により派遣されている職員以外の職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている職員
- (3) 心身の故障等のため長期にわたり職務に従事しない職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。